



2015年度 1月実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

**3級 個人**  
資産相談業務

実施日◆2016年1月24日(日)

試験時間◆13:30~14:30(60分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択一式5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 途中退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○3月3日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

- 1．試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- 2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5．各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

個人事業主のAさん（48歳）は、妻Bさん（47歳）との2人暮らしである。Aさんは、最近、老後の生活について考えるようになり、その前提として、公的年金制度について理解したうえで老後資金を準備するための方法を知りたいと考えている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料

(1) Aさん（個人事業主）

生年月日：昭和42年9月19日

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

昭和61年4月 平成5年4月

平成28年1月 平成39年9月

厚生年金保険		国民年金		国民年金	
被保険者期間	84月	保険料納付済期間：237月	保険料全額免除期間：36月(平成7年7月～平成10年6月)	(保険料納付予定)	140月
18歳	25歳		48歳		60歳

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和43年11月8日

20歳から国民年金に加入。平成7年7月から平成10年6月までの保険料全額免除期間を除き、保険料を納付している。

妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんが60歳に達するまで国民年金の保険料を納付した場合の老齢基礎年金の年金額を試算した。Aさんが原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額を算出する計算式は、次のうちどれか。なお、老齢基礎年金の年金額は、平成27年10月時点の価額に基づいて計算するものとする。

- 1)  $780,100円 \times \frac{444月 + 36月 \times \frac{1}{3}}{480月}$
- 2)  $780,100円 \times \frac{461月 + 36月 \times \frac{1}{3}}{480月}$
- 3)  $780,100円 \times \frac{461月 + 36月 \times \frac{1}{2}}{480月}$

《問2》 Mさんは、公的年金制度について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが60歳以上65歳未満の間に老齢基礎年金の繰上げ支給を請求する場合、その請求と同時に、老齢厚生年金の繰上げ支給を請求することになります」
- 2) 「Aさんは、国民年金の定額保険料のほかに月額400円の国民年金の付加保険料を納付することにより、老齢基礎年金の受給時に、付加年金を受給することができます」
- 3) 「Aさんが原則として65歳から受給することができる老齢厚生年金には、加給年金額が加算されます」

《問3》 Mさんは、確定拠出年金について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「老後の生活資金を準備する方法の1つとして、確定拠出年金制度の活用が挙げられます。確定拠出年金は、加入者自身が掛金の運用方法を選択し、その運用結果に基づく給付を受け取る年金制度です。国民年金の第1号被保険者であるAさんは、確定拠出年金の個人型年金に加入することができますが、掛金の限度額は月額( )となり、掛金はその全額が( )として所得控除の対象となります。また、60歳から老齢給付金を受給するためには通算加入者等期間が( )以上ある必要があります」

- |    |          |              |     |
|----|----------|--------------|-----|
| 1) | 6万8,000円 | 社会保険料控除      | 5年  |
| 2) | 5万5,000円 | 社会保険料控除      | 10年 |
| 3) | 6万8,000円 | 小規模企業共済等掛金控除 | 10年 |

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（55歳）は、長男が社会人になったことを機に、余裕資金を利用して資産運用を行いたいと考えている。Aさんは、電子部品製造業のX株式会社の株式（以下、「X社株式」という）および先日証券会社の営業担当者から紹介を受けたY株式会社の社債（以下、「Y社債」という）を運用対象として検討している。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

X社株式およびY社債に関する資料は、以下のとおりである。

X社株式に関する資料

- ・業種 : 電子部品製造
- ・特徴 : 業界内では大手の事業規模であり、輸出中心の企業である。
- ・株価 : 2,000円
- ・当期純利益 : 200億円
- ・純資産（自己資本） : 2,500億円
- ・発行済株式数 : 1億株
- ・前期の配当金の額（年額） : 40円（1株当たり）

Y社債に関する資料

- ・表面利率 : 1.3%
- ・残存期間 : 3年
- ・購入価格 : 101.5円（額面100円当たり）
- ・償還価格 : 100円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、X社株式について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「X社は輸出中心の企業であるため、一般に円安の進行は株価にとって好材料となります」
- 2) 「X社は前期に1株当たり40円の配当金を支払っています。この1株当たりの配当金の額は会社の定款で定められているため、決算期ごとに同額が支払われます」
- 3) 「X社のような部品を製造する会社の株式を購入する場合、その会社の業績だけでなく、その部品を使用した製品の市場動向についても着目することが重要です」

《問5》 Mさんは、X社株式の投資指標について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「株価の相対的な割安・割高の度合いを測る指標としてPER(株価収益率)やPBR(株価純資産倍率)がありますが、X社のPERは( ) PBRは( )となっています。また、株主への利益還元の度合いを測る指標として配当性向がありますが、X社の配当性向は( )となっています」

- 1) 10倍 1.25倍 2%
- 2) 10倍 0.8倍 20%
- 3) 12.5倍 0.8倍 2%

《問6》 Y社債を《設例》の条件で購入した場合の最終利回り(年率・単利)は、次のうちどれか。なお、計算にあたっては税金や手数料等を考慮せず、答は%表示における小数点以下第3位を四捨五入している。

- 1) 0.79%
- 2) 1.28%
- 3) 1.77%

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（54歳）は、X株式会社に勤務する会社員である。Aさんは、平成27年中に、加入していた下記の生命保険を解約し、解約返戻金を受け取っている。

Aさんの平成27年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。

Aさんの家族構成

- ・ Aさん（54歳）                   : 会社員
- ・ 妻Bさん（48歳）               : 専業主婦。平成27年中にパートタイマーとして給与収入96万円を得ている。
- ・ 長女Cさん（20歳）           : 大学生。平成27年中に収入はない。
- ・ 二女Dさん（15歳）           : 中学生。平成27年中に収入はない。

Aさんの平成27年分の収入等に関する資料

- ・ 給与収入の金額               : 900万円
- ・ 生命保険の解約返戻金       : 600万円

Aさんが平成27年中に解約した生命保険に関する資料

- 保険の種類                       : 一時払変額個人年金保険
- 契約年月日                       : 平成18年5月1日
- 契約者（＝保険料負担者）       : Aさん
- 解約返戻金額                     : 600万円
- 正味払込保険料                   : 500万円

妻Bさん、長女Cさんおよび二女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

家族の年齢は、いずれも平成27年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんの平成27年分の所得税の確定申告に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

) 給与所得者の給与から源泉徴収された所得税は、勤務先で行う年末調整によって精算されるため、その年分の所得が給与所得だけであれば、通常、給与所得者は所得税の確定申告は不要である。しかし、その年分の給与収入の金額が( )を超える給与所得者は、年末調整の対象とならないため、所得税の確定申告をしなければならない。

) Aさんの平成27年分の給与収入の金額は900万円であり、( )を超えていないが、Aさんは平成27年中に生命保険の解約返戻金を受け取っており、この解約返戻金に係る所得金額が( )を超えるため、Aさんは所得税の確定申告をしなければならない。なお、平成27年分の所得税の確定申告書の提出期限は、原則として、平成28年( )である。

- |    |         |      |       |
|----|---------|------|-------|
| 1) | 1,500万円 | 10万円 | 3月15日 |
| 2) | 2,000万円 | 20万円 | 3月15日 |
| 3) | 2,000万円 | 10万円 | 3月31日 |

《問8》 Aさんの平成27年分の所得税における所得控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 妻Bさんは給与収入の金額が38万円を超えており、控除対象配偶者に該当しないため、Aさんは、妻Bさんについて配偶者控除の適用を受けることはできない。
- 2) 長女Cさんは特定扶養親族に該当するため、Aさんは、長女Cさんについて扶養控除(控除額63万円)の適用を受けることができる。
- 3) 二女Dさんは控除対象扶養親族に該当しないため、Aさんは、二女Dさんについて扶養控除の適用を受けることはできない。



《問9》 Aさんの平成27年分の総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 715万円
- 2) 740万円
- 3) 790万円

資料 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	～ 180	収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	～ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360	～ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660	～ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000	～ 1,500	収入金額 × 5% + 170万円
1,500	～	245万円

(メモ余白)

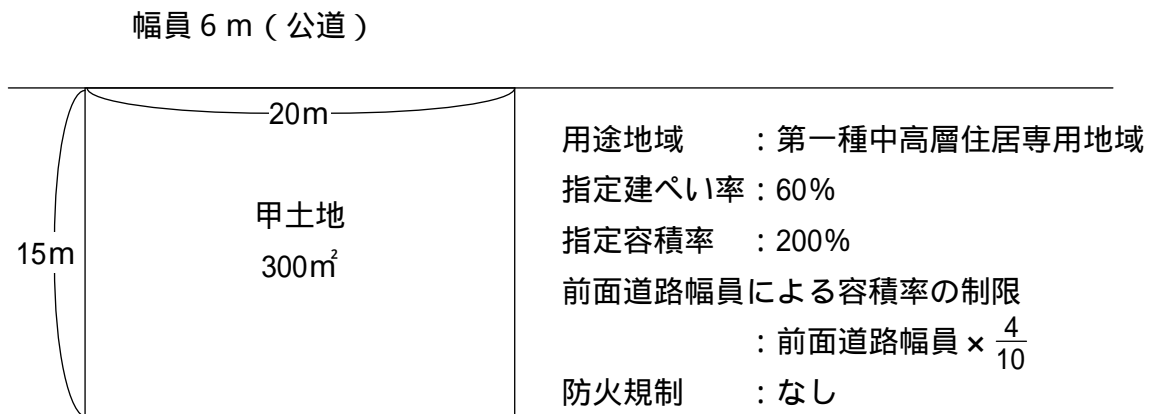
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（50歳）は、平成27年10月に、母親の自宅およびその敷地（甲土地）を相続により取得した。Aさんはすでに自宅マンションを所有しているため、母親の自宅を取り壊し、甲土地に賃貸アパートを建築したいと考えている。

甲土地の概要は、以下のとおりである。

甲土地の概要



指定建ぺい率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地の取得および賃貸アパートの建築に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 相続による甲土地の取得に対しては、不動産取得税が課されない。
- 2) 甲土地に耐火建築物を建築する場合、建ぺい率の上限は緩和され、指定建ぺい率に10%が加算される。
- 3) Aさんは、賃貸アパートを新築した日から所定の期間内に、新築建物に関する表題登記の申請をしなければならない。

《問11》 Aさんが甲土地に賃貸アパートを建築する際の最大延べ面積は、次のうちどれか。

- 1)  $300\text{m}^2 \times 60\% = 180\text{m}^2$
- 2)  $300\text{m}^2 \times 200\% = 600\text{m}^2$
- 3)  $300\text{m}^2 \times 240\% = 720\text{m}^2$

《問12》 固定資産税に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

毎年( )現在において土地・家屋の所有者として固定資産課税台帳に登録されている者に対しては、土地・家屋に係る地方税である固定資産税が課される。固定資産税の税額は課税標準に税率を乗じて計算され、その課税標準の基礎となる価格(固定資産税評価額)は、原則として、( )に1度評価替えが行われる。また、土地・家屋に係る固定資産税の標準税率は1.4%であり、各市町村はこれを超える税率を条例によって定めることが( )。

- |    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 1) | 1月1日 | 5年 | できない |
| 2) | 4月1日 | 3年 | できない |
| 3) | 1月1日 | 3年 | できる  |

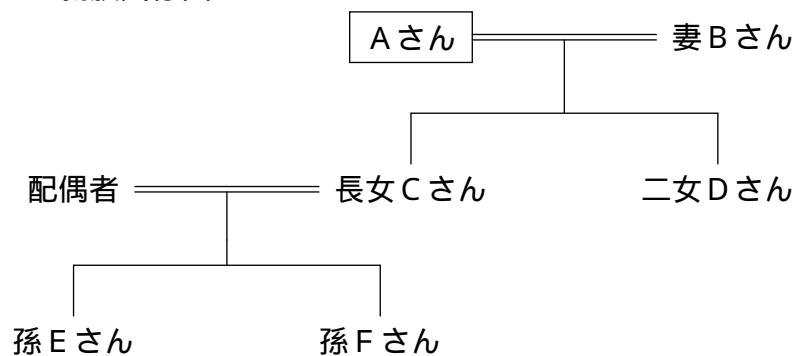
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（70歳）は、妻Bさん（68歳）との2人暮らしである。Aさん夫婦には長女Cさん（38歳）と二女Dさん（35歳）の2人の子がおり、Aさんは、平成27年中に、二女Dさん、孫Eさん（10歳）および孫Fさん（8歳）に対して現金の贈与を行っている。

Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。

Aさんの親族関係図



Aさんが平成27年中に行った贈与の内容

- ・二女Dさんに対して、平成27年6月に自動車の購入資金として現金500万円を贈与した。
- ・孫Eさんおよび孫Fさんに対して、平成27年3月に「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用を受けて、それぞれ現金500万円を贈与した。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用を受けるためには、受贈者の年齢は、教育資金管理契約を締結する日において（ ）未満でなければならない。また、この特例の適用を受けた場合、非課税拋出額の限度額は、受贈者1人につき（ ）とされており、その非課税拋出額のうち、一定の教育資金に支出し、かつ、領収書等の提出により金融機関等に教育資金支出額として記録された部分が最終的に非課税となる。なお、学校等以外の者に教育に関する役務の提供の対価として直接支払われる金銭で一定のものに係る支出については、（ ）を限度として非課税となる。

- 1) 25歳 1,500万円 1,000万円
- 2) 30歳 2,000万円 1,000万円
- 3) 30歳 1,500万円 500万円

《問14》 二女Dさんが、平成27年中に、Aさんから受けた現金500万円の贈与について二女Dさんが納付すべき平成27年分の贈与税額は、次のうちどれか。なお、二女Dさんは相続時精算課税を選択せず、暦年課税を選択するものとする。また、二女Dさんはこれ以外の贈与を受けていないものとする。

- 1)  $(500万円 - 110万円) \times 15\% - 10万円 = 48万5,000円$
- 2)  $500万円 \times 20\% - 30万円 = 70万円$
- 3)  $(500万円 - 30万円 - 110万円) \times 20\% = 72万円$

資料 贈与税の速算表（特例贈与財産用・一部抜粋）

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	-
200万円超 400万円以下	15%	10万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円

《問15》 贈与税の申告・納付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 贈与税の申告は、原則として、受贈者が、その納税地の所轄税務署長に対して行うこととされている。
- 2) 贈与税の申告書は、原則として、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月31日までに提出しなければならない。
- 3) 贈与税は、贈与税の申告書を提出した日の翌日から6カ月以内に納付しなければならない。

(メモ余白)

(メモ余白)



(メモ余白)